

年企発 0901 第 1 号
令和 3 年 9 月 1 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和 3 年厚生労働省令第 150 号)が本日公布され、令和 6 年 12 月 1 日に施行されることとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号)を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）

新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (※) 以下「法」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、「令」とは、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）、「 <u>算定省令</u> 」とは、 <u>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号）</u> をいう。			(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (※) 以下「法」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、「令」とは、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）をいう。		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型> 1-1～2-10 (略)	(略)	(略)	<規約型> 1-1～2-10 (略)	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通> 3-1・3-2 (略)	(略)	(略)	<規約型・基金型 共通> 3-1・3-2 (略)	(略)	(略)
3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1)～(5) (略) <u>(6) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額</u> <u>・企業型年金の事業主掛金に相当する額として算定省令で定めるところにより算定した額であること。(確定拠出年金法施行</u>	(略) <u>・算定省令に基づいて適正に算定されていること。具体的には、年金数理人が確認</u> <u>(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあつては、</u> <u>当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計</u>	3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1)～(5) (略) (新設)	(略) (新設)

令第11条第2号)

算報告書が添付されていること。

(主な確認事項)

- ・標準掛金額の計算に用いた財政方式の区分に応じ、算定省令第3条第1項各号に定めるところにより算定された額（一月当たりの額に換算した額）であること。(算定省令第3条第1項)
- ・直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定された額であること。(算定省令第3条第2項)
- ・リスク分担型企業年金の場合は、規則第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額（同条第2項第1号又は第3号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額）の計算に用いた財政方式の区分に応じ、調整前の通常予測給付現価に基づいて算定された額（一月当たりの額に換算した額）であること。(算定省

令第3条第3項)

- ・簡易な基準に基づく確定給付企業年金又は算定省令第3条に基づく算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金の場合は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を一月当たりの額に換算した額であること。(算定省令第4条)
- ・加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は零であるものとして算定された額であること。(算定省令第5条)
- ・法第64条第1項の規定による掛金の控除を行う場合は、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして算定された額であること。(算定省令第6条)
- ・算定した額に500円未

<p>3-3~3-12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げたものであること。</u></p> <p><u>(算定省令第11条)</u></p> <p>・<u>標準掛金額の計算に当たって複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額が算定されていること。</u></p> <p>・<u>複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額(端数処理後)を合算して算定されたものであること。</u></p>	<p>3-4~3-12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---------------------	------------	---	---------------------	------------	------------

<p>(別紙2) ~ (別紙7) (略)</p> <p>様式A1 ~ 様式C2 (略)</p> <p>様式C3-ア・イ (略)</p>	<p>(別紙2) ~ (別紙7) (略)</p> <p>様式A1 ~ 様式C2 (略)</p> <p>様式C3-ア・イ (略)</p>
---	---

様式C3-ウ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式C3-ウ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. [備考]欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者 将来加入者	⑫ ⑬	
標準掛金率(数理上)		⑭	
標準掛金率(規約上)		⑮	
標準掛金収入現価(⑪×⑮)		⑯	
数 理 債 務 (②+⑩-⑯)		⑰	
数 理 上 資 産 額		⑱	
うち、別途積立金として留保する額		⑲	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑰-⑩-⑱+⑲+⑳)		㉑	
特 別 掛 金 収 入 現 価		㉒	
リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価		㉓	
追 加 抛 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-⑲-㉓-⑳+⑲+㉑、 ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)		㉔	
特 別 掛 金 (㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉕	
リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)		㉖	
特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑮は、原則として⑭の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。
2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。
5. 他制度掛金相当額について、「備考」欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者 将来加入者	⑫ ⑬	
標準掛金率(数理上)		⑭	
標準掛金率(規約上)		⑮	
標準掛金収入現価(⑪×⑮)		⑯	
数 理 債 務 (②+⑩-⑯)		⑰	
数 理 上 資 産 額		⑱	
うち、別途積立金として留保する額		⑲	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑰-⑩-⑱+⑲+⑳)		㉑	
特 別 掛 金 収 入 現 価		㉒	
リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価		㉓	
追 加 抛 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-⑲-㉓-⑳+⑲+㉑、 ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)		㉔	
特 別 掛 金 (㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉕	
リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)		㉖	
特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑮は、原則として⑭の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。
2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C3-エ (略)

様式C3-オ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 ^(※)	
予定利率 (%) ^(※)	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) ^(※)	
(イ) 平均年齢 (歳) ^(※)	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 ^(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。
2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価 ^①	
標準掛金収入現価 ^②	
数理債務 (① - ②) ^③	
数理上資産額 ^④	
うち、別途積立金として留保する額 ^⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額 ^⑥	
未償却過去勤務債務残高 (③ - ④ + ⑤ + ⑥) ^⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ^⑧	
[備考]	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
2. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C3-エ (略)

様式C3-オ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 ^(※)	
予定利率 (%) ^(※)	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) ^(※)	
(イ) 平均年齢 (歳) ^(※)	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 ^(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。
2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価 ^①	
標準掛金収入現価 ^②	
数理債務 (① - ②) ^③	
数理上資産額 ^④	
うち、別途積立金として留保する額 ^⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額 ^⑥	
未償却過去勤務債務残高 (③ - ④ + ⑤ + ⑥) ^⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ^⑧	
[備考]	

(注) 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

様式C4-ア・イ (略)

様式C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)	()	()
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	()	()
受給者及び待期者(※)	()	()
障害給付金受給者	()	()
計算上の平均脱退率(%) (※)	()	()
最終年齢(歳) (※)	()	()
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)	()	()
(イ) ペア率(%)	()	()
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)	()	()
(イ) 加入年齢(歳)	()	()
(ウ) 給与額(円)	()	()
(エ) 平均加入期間(年)	()	()
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)	()	()
(イ) 平均年齢(歳) (※)	()	()
(ウ) 平均給与額(円)	()	()
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。
 2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式C4-ア・イ (略)

様式C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)	()	()
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	()	()
受給者及び待期者(※)	()	()
障害給付金受給者	()	()
計算上の平均脱退率(%) (※)	()	()
最終年齢(歳) (※)	()	()
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)	()	()
(イ) ペア率(%)	()	()
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)	()	()
(イ) 加入年齢(歳)	()	()
(ウ) 給与額(円)	()	()
(エ) 平均加入期間(年)	()	()
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)	()	()
(イ) 平均年齢(歳) (※)	()	()
(ウ) 平均給与額(円)	()	()
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。
 2. [備考]欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
	標準掛金率(数理上)	⑭	
	標準掛金率(規約上)	⑮	
	標準掛金収入現価(⑪×⑮)	⑯	
	数 理 債 務 (②+⑩-⑯)	⑰	
数 理 上 資 産 額	うち、別途積立金として留保する額	⑱	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
	未償却過去勤務債務残高(⑰-⑱-⑳+㉑)	㉑	
	特 別 掛 金 収 入 現 価	㉒	
	リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価	㉓	
	追 加 拠 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-㉒-㉓-⑳+㉑+㉒、 ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)	㉔	
	特 別 掛 金 (㉑に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉕	
	リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)	㉖	
	特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑬は、原則として⑫の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
 3. 特別掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。
 5. リスク分担型企業年金においては、【備考】欄に今後の調整率を記載すること。
 6. 他制度掛金相当額について、【備考】欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
	標準掛金率(数理上)	⑭	
	標準掛金率(規約上)	⑮	
	標準掛金収入現価(⑪×⑮)	⑯	
	数 理 債 務 (②+⑩-⑯)	⑰	
数 理 上 資 産 額	うち、別途積立金として留保する額	⑱	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
	未償却過去勤務債務残高(⑰-⑱-⑳+㉑)	㉑	
	特 別 掛 金 収 入 現 価	㉒	
	リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価	㉓	
	追 加 拠 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-㉒-㉓-⑳+㉑+㉒、 ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)	㉔	
	特 別 掛 金 (㉑に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉕	
	リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)	㉖	
	特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑬は、原則として⑫の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
 3. 特別掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。
 5. リスク分担型企業年金においては、【備考】欄に今後の調整率を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C4-ウ'・エ (略)

様式C4-オ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 ^(※)	
予定利率 (%) ^(※)	()
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) ^(※)	()
(イ) 平均年齢 (歳) ^(※)	()
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 ^(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
【備考】	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 【備考】欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価①	
標準掛金収入現価②	
数理債務 (① - ②) ③	
数理上資産額④	
うち、別途積立金として留保する額⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額⑥	
未償却過去勤務債務残高(③-④+⑤+⑥)⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ⑧	
【備考】	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

2. 他制度掛金相当額について、【備考】欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C4-ウ'・エ (略)

様式C4-オ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 ^(※)	
予定利率 (%) ^(※)	()
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) ^(※)	()
(イ) 平均年齢 (歳) ^(※)	()
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 ^(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
【備考】	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 【備考】欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価①	
標準掛金収入現価②	
数理債務 (① - ②) ③	
数理上資産額④	
うち、別途積立金として留保する額⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額⑥	
未償却過去勤務債務残高(③-④+⑤+⑥)⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ⑧	
【備考】	

(注) 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

様式C 4 -カ～F 3 (略)

様式C 4 -カ～F 3 (略)